

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成27年3月16日
【会社名】	江守グループホールディングス株式会社 (旧会社名 江守商事株式会社)
【英訳名】	EMORI GROUP HOLDINGS CO., LTD. (旧英訳名 EMORI&CO.,LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江守 清隆
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役グループ管理部門担当 揚原 安磨
【本店の所在の場所】	福井市毛矢一丁目6番23号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月28日に提出いたしました第57期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日である平成25年3月31日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、連結子会社である江守商事（中国）貿易有限公司及びEAH（上海）国際貿易有限公司において滞留売上債権が増加している事実の他、当該子会社と取引のある保険会社から提供された当該子会社の取引先が違法又は架空の売上取引を行っていた可能性を示す情報、及び、当該子会社の元総経理の親族が経営していると思われる会社との間で取引を行わせていた事実が発覚したことを受け、当該子会社で計上した売上の実在性を疑わせる事由があると認識するとともに、取引の妥当性、並びに、重大な内部規則違反についても確認する必要があることを認識いたしました。

当社は事実関係の詳細及び経緯などを解明するために、証憑書類や取引データの精査、関係者へのヒアリング、その他実施可能な方法により社内調査を進めるとともに、特に取引の妥当性及び内部規則違反については、より客観的な調査を目的として外部弁護士事務所に依頼し調査を実施しました。

上記調査の結果、以下の事実が確認されました。

形式的には仕入先と販売先の異なる通常の取引だが、実態は最終販売先が仕入先となっている売戻し取引
役務提供手数料のみを純額として計上すべきところ、商品売買の様に売上、仕入総額を計上している取引
中国子会社元総経理の親族が関与する企業と中国子会社との間で、会社の承認を得ずに取引を実施していた
事実

これらの事実は、中国子会社におけるコンプライアンス意識が希薄であったことに加えて、中国子会社に対する当社の管理体制・モニタリング体制の不足、中国子会社の会計データを含む経営管理指標のモニタリング体制が不十分であったこと、中国子会社の売上計上プロセスにおいて、取引目的や契約内容を総括的に吟味したうえで会計処理を判断する内部統制が不十分であったこと等の複合的な要因から、牽制が有効に機能しなかったことにより生じたものであります。これらの内部統制の不備は財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、当社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセス、並びに、中国子会社の全社的な内部統制及び販売業務プロセスに開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

本件に対する当社の対応として、不適切な会計処理の決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、平成22年3月期第1四半期から平成27年3月期2四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができません
でした。

本件発覚以降、再発防止策の一環として、組織改革・人事異動を実施し、当社管理部門からの駐在員を増員すること
で子会社管理体制強化を進めております。当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識
しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下の通り再発防止措置を講じ、内
部統制の改善を図ってまいります。

(1) グループ・ガバナンスの強化

グループ・ガバナンス事務局の設置と改善策の推進

上記事務局を軸とした、各地現地法人でのガバナンス監視責任者の配置

システムとその運営の見直しによるモニタリング機能の強化

(2) コンプライアンス体制の改善

コンプライアンス体制の運営改善と監査役会との連携

実効性の高い社内通報制度のための啓蒙、周知徹底

コンプライアンス委員会の活動強化

(3) グループ管理部門と現地法人の連携・牽制強化

グループ管理部門と現地法人管理部門の再構成 / 再編成

モラルハザードの防止と定期的異動を伴った人事施策

現地法人機能の内外からの補完体制の確立

連結子会社における売上計上の統制手続の強化